これらを受け、代表取締役は、本件取締役会議事録のドラフトのうち、第三者割当増資議案に係る決議事項部分についてのみ、社外取締役が反対した旨に記載内容を訂正し、再度社外取締役に承認の依頼をし、また、日本法人社長に対し、当該訂正部分のみを提示し、日本法人社長の了承を得た。

ハ　しかしながら、当社が正本とした本件取締役会議事録には、第三者割当増資議案は、本件投資委員会において審議及び可決の上、本件取締役会に上程された旨の事実と異なる記載がなされており、代表取締役及びＣＣＯは、当該記載が事実と異なる記載であることを認識しているにもかかわらず、当該記載を訂正しないまま、正本とした。

また、本件投資委員会議事録についても一切訂正しておらず、社外取締役に対し、確認のためこれを送付さえしていない状況にある。

上記のとおり、当社では、本件投資委員会での第三者割当増資議案に係る決議について、(a)法令遵守責任者であるＣＣＯが、決議要件を満たしていないことを認識しながら適切な対応を行っておらず、(b)代表取締役及びＣＣＯは、第三者割当増資議案に反対した社外取締役に対し、当該議案に棄権したことにして欲しいと依頼し、(c)ＣＣＯは、社外取締役が当該依頼に同意することを前提に、自ら不実の本件取締役会議事録のドラフトを作成しており、また、本件議事録も訂正されることはなく、(d)更に、これらＣＣＯの行為を代表取締役が容認している。

・　勧告年月日
　　平成20年11月７日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（当社に対して既に発出した業務改善命令（H20.10. 9）に包含）

(4)　利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反〔投信法第34条の２第２項違反〕

○　クリード・リート・アドバイザーズ株式会社は、クリード・オフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当投資法人の資産の運用に関し、平成18年３月、当社の親会社等の利害関係を有する者から物件を取得するに際し、１物件について、当社が定めるアスベストを使用している物件の取得に係る投資方針等の基準を満たすための対応を怠り、当投資法人に不要な費用の支出をさせた。また、他の１物件について、増改築工事中の賃料未収入期間を考慮することなく、当投資法人に資産を取得させるなどしていた。

・　勧告年月日
　　平成20年11月14日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ　投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、不動産鑑定業者へ提供する資料の適切性や当該資料の鑑定評価への反映状況について確認等を行う態勢を構築すること、ハ　実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること）

(5)　法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言〔金商法第51条該当〕

○　ジャパン・アドバイザリー合同会社は、法人関係情報を取得した際は、コンプライアンス・オフィサーに報告することを社内規程に定めている。しかしながら、当該社内規程において法人関係情報の定義を明確化しておらず、これまで法人関係情報として報告されたものが１件もないなど、当社においては、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況にある。

当社シニアアナリストは、平成19年８月22日、上場会社より同社が自己株式の買付けを行う旨の法人関係情報を取得し、当該法人関係情報を当社代表社員に伝達した。しかしながら、当社においては上記の業務の運営の状況にあることから、上記のいずれの者も当該法人関係情報をコンプライアンス・オフィサーに報告しなかったため、当社は、当該法人関係情報が公表された平成19年８月27日の前に、当該法人関係情報を利用して、顧客に対し、当該上場会社の株式に係る買い推奨の助言をした。

・　勧告年月日
　　平成20年12月５日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　業務改善命令（イ　法人関係情報の管理に関する内部管理態勢の整備を図ること、ロ　代表者を含む役職員の法令理解及び遵守意識の向上を図ること）

４　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

(1)　金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等〔金商法第66条の12及び証取法第66条の11違反〕

○　ユウキャピタルマネジメント株式会社は、金融商品仲介業の登録を受け、アヴァロン湘南証券株式会社（以下この(1)において「アヴァロン湘南証券」という。）等から金融商品仲介行為の委託を受けている金融商品仲介業者であり、また投資顧問業（投資助言業）の登録を受けている金融商品取引業者であるが、以下のとおり、金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等が認められた。

①　仲介の委託を受けた特定同意注文に基づく取引につき自ら価格を決定して発注する行為

当社は、平成19年12月24日、アヴァロン湘南証券との間で金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結し、12月25日、アヴァロン湘南証券は、顧客４名との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意（当該同意の時点における相場又は当該同意の直近の時点における相場を考慮して何円以上又は何円以下という幅を持たせた同意。以下この(1)において同じ。）の範囲内でアヴァロン湘南証券が定めることができることを内容とする契約を締結した。

当該特定同意注文に基づく取引において、当社は、本来は、その媒介行為として勧誘・仲介を行うべきところ、当社シニア・デリバティブ・コンサルタントである歩合外務員及びその部下は、その業務に関し、平成20年１月15日から６月２日までの間、当該４顧客から受託した特定同意注文につき、媒介の範囲を超え、自らの判断により、当該特定同意の範囲内で価格を決定し、アヴァロン湘南証券の取次母店である証券会社に直接発注していた。

②　所属金融商品取引業者の委託を受けていない私募の取扱い等

当社の代表取締役及び専務取締役は、その業務に関し、平成19年５月10日から６月29日までの間、当社の所属証券会社（所属金融商品取引業者）の委託を受けておらず、また、証券業の登録を受けていない状況であるにもかかわらず、延べ26名（うち２名は所属証券会社の顧客）に対し、他の会社の社債に係る私募の取扱いを行った。

・　勧告年月日
　　平成21年３月27日
・　勧告対象
　　当社及び外務員３名
・　行政処分の内容
　　①　業務停止命令
　　金融商品仲介業及び投資助言業に係る全業務の停止
　　６か月